

# 平成 2 9 年 第 5 回 教育 委員 会

## 臨時 會議 事 錄

平成 2 9 年 1 0 月 1 3 日

東久留米市教育委員会

平成29年第5回教育委員会臨時会

平成29年10月13日午前10時06分開会

市役所7階 703会議室

議題 (1) 議案第37号 東久留米市立市民体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼について

(2) 議案第38号 東久留米市立市民体育施設条例施行規則の一部改正について

(3) 議案第36号 東久留米市立図書館(地区館)指定管理者の指定の依頼について

※「議案第36号 東久留米市立図書館(地区館)指定管理者の指定の依頼について」は会議開催の時点では優先交渉権者との仮協定締結前であることから、非公開で報告しました。その後、仮協定が締結されたため、この案件についても公開の議事録に掲載しています。

---

出席者(5人)

教 育 長	直 原 裕
委 員 (教育長職務代理者)	尾 関 謙一郎
委 員	細 田 初 雄
委 員	細 川 雅 代
委 員	宮 下 英 雄

---

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	師 岡 範 昭
指 導 室 長	宍 戸 敏 和
教 育 総 務 課 長	小 堀 高 広
学 務 課 長	島 崎 修
生 涯 学 習 課 長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	荒 井 友 香

---

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

---

傍聴者 1人

### ◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時06分)

- 直原教育長 これより平成29年第5回教育委員会臨時会を開会します。本日は全員出席です。
- 

### ◎議事録署名委員の指名

- 直原教育長 本日の議事録の署名は尾関委員にお願いします。  
○尾関教育委員 はい。
- 

### ◎会議の進め方について

- 直原教育長 本日は議案の追加がありますので、会議の進め方とあわせて説明をお願いします。
- 小堀教育総務課長 「議案第37号 東久留米市立市民体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼について」、「議案第38号 東久留米市立市民体育施設条例施行規則の一部改正について」を追加します。また進め方ですが、「議案第36号 東久留米市立図書館（地区館）の指定管理者の指定の依頼について」は、市が策定運用しております指定管理者制度の活用方針にのっとり優先交渉権者との仮協定締結前であることから、非公開での審議をお願いします。
- 直原教育長 お諮りします。「議案第37号 東久留米市立市民体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼について」及び「議案第38号 東久留米市立市民体育施設条例施行規則の一部改正について」を追加し、また「議案第36号 東久留米市立図書館（地区館）指定管理者の指定の依頼について」は、市の指定管理者制度の活用方針にのっとり、優先交渉権者との仮協定締結前であることから審議は非公開で行いたいとの説明がありましたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

---

### ◎傍聴の許可

- 直原教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。  
○鳥越係長 いらっしゃいます。  
○直原教育長 お願いします。

(傍聴者入室)

- 直原教育長 傍聴の方に追加議案と進め方についてお知らせします。

「議案第37号 東久留米市立市民体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼について」及び「議案第38号 東久留米市立市民体育施設条例施行規則の一部改正について」の2議案を追加しました。また「議案第36号 東久留米市立図書館（地区館）指定管理者の指定の依頼について」は、市の指定管理者制度の活用方針にのっとり優先交渉権者との仮協定締結前であることから審議は非公開で行うことになりましたので、ご了承をお願いします。なお、お配りしております資料についてはご入用の場合はお持ち帰りいただけます。

---

◎議案第37号、議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○直原教育長 議事に入ります。初めに「議案第37号 東久留米市立市民体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼について」と「議案第38号 東久留米市立市民体育施設条例施行規則の一部改正について」を議題とします。この二つの議案は関連するため、一括で審議を行い、採決は個々に行いたいと思います。教育部長から説明をお願いします。

○師岡教育部長 「議案第37号 東久留米市立市民体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼について」、上記の議案を提出する。平成29年10月13日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由ですが、UR都市機構から移管された土地を、市立市民体育施設として管理していくため、東久留米市立市民体育施設条例（昭和49年6月17日条例第24号）を改正する必要があるためです。

続いて、「議案第38号 東久留米市立市民体育施設条例施行規則の一部改正について」、上記の議案を提出する。平成29年10月13日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由ですが、UR都市機構から移管された土地を市立市民体育施設として管理していくため、東久留米市立市民体育施設条例（昭和49年6月17日条例第24号）を改正する。これに伴い規則改正をする必要があるためです。詳しくは担当課長から説明します。

○市澤生涯学習課長 こちらの条例改正及び条例施行規則の一部を改正については、平成27年7月に策定しました東久留米市上の原土地利用構想整備計画の中で、現在、UR都市機構から借りて開設している上の原テニスコートと、隣にあります中央公園を東久留米団地整備事業に係る基本協定書第4条第3項に従いまして移管を受けたことにより、東久留米市立市民体育施設条例を改正するものです。

この施設についてですが、テニスコート部分は既にUR都市機構からお借りし、体育施設条例に設置をしていることから、今回の改正は公園部分を上の原中央運動広場としてテニスコートと一体的に管理をするために条例改正をします。上の原中央運動広場は大きき的にスポーツで貸し出すことができない施設であるため、今回は無料施設として、子どもが自由にボール遊びなどできる施設として管理を行うこととしています。また、もともとUR都市機構の公園でしたので、上の原団地自治会が毎年夏に行っているお祭りの時は、自治会に貸し出すということで協定書を締結することで調整を行っています。

○直原教育長 ただいま説明がありました。本件についてご質問等ありますでしょうか。

○細田教育委員 子どもたちのいろいろな施設がありますが、上の原の場合には保護者がお子さん方を車に乗せてくることが多いと思います。駐車場はどうなっていますか。

○市澤生涯学習課長 上の原中央運動広場には駐車場はありませんが、近隣に施設ができることによって、駐車場所の確保はできるのではないかと考えています。東側に東公園を造る予定になっていまして、その東公園には有料になると思いますが駐車場ができることになっています。

○細川教育委員 上の原中央運動広場を除く部分が無料になるということですね。

○市澤生涯学習課長 運動広場自体としては東部運動広場、西部運動広場、南町運動広場がありますが、いずれも有料です。「上の原中央運動広場を除く」としていますので、上の原中央運動広場だけが無料施設になります。

○細川教育委員 管理はどちらが行うのですか。

○市澤生涯学習課長 隣にありますテニスコートを体育協会に管理委託していますので、同様

に中央運動広場も体育協会に管理運営を任せすることで考えています。

○直原教育長 ほかにはあませんか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。まず「議案第37号 東久留米市立市民体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第37号は承認することに決しました。

次に「議案第38号 東久留米市立市民体育施設条例施行規則の一部を改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって議案第38号は承認することに決しました。

諸報告に入りますが、事務局から何か報告事項ありますか。

○師岡教育部長 特にありません。

○直原教育長 委員の皆さんから特に何かありませんか。よろしいでしょうか。

それではこの後、非公開の審議に入ります。傍聴の方はこちらで退席をお願いします。

(傍聴者退席)

---

#### ◎議案第36号上程、説明、質疑、討論、採決

※「議案第36号 東久留米市立図書館（地区館）指定管理者の指定の依頼について」は会議開催の時点では優先交渉権者との仮協定締結前であることから、非公開で報告しました。その後、仮協定が締結されたため、この案件についても公開の議事録に掲載しています。

○直原教育長 続いて「議案第36号 東久留米市立図書館（地区館）指定管理者の指定の依頼について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○師岡教育部長 「議案第36号 東久留米市立図書館（地区館）指定管理者の指定の依頼について」、上記の議案を提出する。平成29年10月13日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由ですが、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定するにあたりあらかじめ議会の議決を経る必要があるため、市長に議案の提出を依頼する必要があるためです。詳しくは図書館長から説明します。

○岡野図書館長 1枚おめくりください。議案の内容については「1 指定管理者を指定する施設」、（1）東久留米市立滝山図書館、（2）東久留米市立ひばりが丘図書館、（3）東久留米市立東部図書館。「2. 指定管理者候補者」、名称は株式会社図書館流通センター、所在地は東京都文京区大塚三丁目1番1号。「3. 指定期間」、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間です。東久留米市立図書館地区館3館の指定管理者については、平成29年度末をもって5年間の指定期間が終了することから新たに指定管理者の選定を行い、優先交渉権者が決定しましたので、本日議案としてご審議いただくものです。

選定の経過を説明します。2枚めくっていただきまして、「東久留米市立図書館（地区館）指定管理者選定委員会の選定経過及び選定結果について」をご覧ください。選定の対象施設は先ほどのとおりです。平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間になります。指定管理者の公募に当たっては、東久留米市指定管理者選定委員会設置要綱に基

づき、平成29年度東久留米市立図書館（地区館）指定管理者選定委員会を設定しました。

1枚めくっていただいた裏面です。別紙1がこの委員会の名簿です。今回から、外部の見識を有する者として、お二人の委員が加わっています。経過については、平成29年6月30日に第1回指定管理者選定委員会を開催し、選定方法及び選定単位を決定しました。その後、7月15日から公募を開始し、7月28日には説明会・見学会を開催し、8月7日に公募参加表明書の提出を締め切りました。参加表明団体は2者でした。9月1日に応募書類の提出を締め切りましたが、1者が辞退届けを提出したため申し込み団体は1者でした。9月13日に第2回指定管理者選定委員会を開催し、応募状況の報告を行い、第一次審査の方法等について決定しました。9月22日の第3回指定管理者選定委員会では、第一次審査を行い、応募団体の通過が決定、第二次審査の方法、質疑等について協議しました。9月22日の第4回指定管理者選定委員会では第二次審査を行い、応募団体を指定管理者の優先交渉権者と決定しました。

別紙2、選定結果について説明します。選定団体は株式会社図書館流通センター、選定理由は「選定の基準に基づき、提出された書類の審査及びプレゼンテーション審査により、総合的に評価した結果、その合計点が基準点を越えたことによる」ためです。審査内容と審査結果について説明します。今回は応募団体が1者であったため、1者のみの選定についての是非について議論を行いました。1者のみの選定を禁止する規定がないことや、過去においても同様に1者のみの選定が行われていることなどから、選定を行うことと決定しました。そして第一次審査は要件審査を行いました。審査内容は経営の安定性、収支計画、危機管理、個人情報保護の4点について審査を行いました。こちらは4項目全てについて全委員の平均点が業務仕様書の内容を遂行できる水準である「3点」（標準値）以上でなければ通過できないとしています。採点結果については表にあるとおりです。4項目全てにおいて全委員の平均点が「3点」（標準値）を越えたことから、第二次審査に進むことになりました。

裏面に行っていただきまして、第二次審査の内容と採点結果です。第二次審査は応募団体のプレゼンテーションを聞いた後、指定管理者募集要綱で示した選定の基準である（1）指定管理者としての適性及び能力、（2）管理運営計画、（3）安全対策・危機管理の各項目について審査を行いました。採点結果は表のとおりです。7人の選定委員の採点の合計点が標準点の525点を越えたことから合格となり、優先交渉権者と決定しました。525点については、評価項目ごとに業務仕様書の内容を遂行できる水準を「3点」（標準値）とし、全25項目、全委員（7人）の合計点で525点を標準点としました。選定の結果及び経過については以上です。

- 直原教育長 ただいまの説明についてご質問等ありますでしょうか。
- 尾関教育委員 第二次審査の採点結果のところで、G委員がほかの委員に比べて下回っている結果になっています。G委員から、この会社はふさわしくないというような根本的な反対意見があったかどうかというのを確認したいと思います。
- 岡野図書館長 第4回選定委員会において採点をしていただいています。その委員会の中で合計点を出し、その場での審議により合否が決定しています。その後の委員会の中では、全体を通した講評というような議論をしていただきましたが、その委員会の中ではそれに対する反対ですとか、あるいはご自分のご意見をおっしゃった上でふさわしくないという発言はありませんでした。決定したことに対しても、特に異議はありませんでした。

- 直原教育長 ほかにはいかがでしょうか。
- 宮下教育委員 選定に当たっての合計点が標準点の525点を超えたことによる、と明記されています。標準点を超えるということは、評価基準がもともと明らかになっていなければ判断は難しいと思いますが、その評価基準についてはどのような話し合いがなされたのでしょうか。
- 岡野図書館長 全体を通しまして、一次審査も二次審査も提案書の中の、この選定の基準、括弧の三つの選定の基準のもとの審査項目がありますが、それについて5点満点ということになっています。その中の3点を標準値としていまして、標準値とは業務仕様書の内容を遂行できる水準ですが、それに対して不足があれば減点され、より良い提案であれば加点されることとなります。実際には全25の審査項目があり、(1)から(3)までの選定基準ごとに合計して採点していますが、その審査項目はそれぞれ提案書の中で対応する提案内容がありますから、一つ一つの提案内容について、仕様に基づく業務の遂行が可能かどうかということをご判断いただいているものと考えています。
- 宮下教育委員 審査の時に「プレゼンテーション審査」という言葉が書いてありますが、どんな目的をもってプレゼンテーションを依頼したのか、どのくらいの時間でプレゼンテーションをしたのか。ここでは1者しか来ていないはずですので、それをどのように私たちは評価していくのか。それについて具体的な姿があればお答えいただきたいと思います。
- 岡野図書館長 プレゼンテーションは、1者であろうと数社であろうと同じなのですが、発表は提案書の内容をプレゼンテーションしていただくことになっています。時間は20分でお願しました。提案書の中で応募者の団体がぜひ強調したい点ですとか、あるいは提案の内容を分かりやすい形で示す発表を口頭で行っています。その後、先ほどの選定基準の中の重要な項目について、委員の皆様のそれぞれの立場から質疑をしていただきました。20分を予定していましたが1者であったこともあり、実際には40分程度、質疑を行いました。
- 宮下教育委員 プレゼンテーションの後に質疑が行われるだろうと思いますが、その質疑の中において特に今回の選定とかわり、強調されるような質疑応答がありましたか。
- 岡野図書館長 この(1)(2)(3)の中で、いずれにおいても重要なのが人材の確保です。図書館の現行の指定管理の中で、職員の定着率がどうなのかということも市議会などで指摘されています。特に、今回の提案書の中では人材確保については厳しい仕様を設定しまして、能力のある団体を選定したいと考えました。人材、司書の育成の方法ですとか、あるいは会社として人材確保や育成方針について、どのような体制をとっているのかなどを、複数の委員から聞いています。この会社は育成体制というものをかなりしっかり持っている会社であり、提案の内容そのもの自体は不足のないものなのですが、現場の司書の方たちの意向がどのように生かされるのかということも含めまして、実際にその現場の方たちがきちんと生きがいを持って働いていけるのかということも聞かれていました。さらに数字的にも、どれだけの人材を会社として持っているのかということも問うていますので、その経験年数など具体的なところを聞かれ、提案に書いてある内容が本当に大丈夫なのかというようなこととかなり踏み込んだ質問をされていたと思います。その上でご判断いただいていると思います。
- 宮下教育委員 これから大きな課題があるとすれば、そこが解決する一つの視点ではないかといつも考えますので、ぜひそのようなことを重要視しながら、これからの事務に邁進して

いただきたいと考えます。

○直原教育長 ほかにはいかがでしょうか。

○細田教育委員 3番の「安全対策・危機管理」についてお願いがあります。東久留米市は出生率も高く、また高齢者も多い市なものですから、この「安全」についてもう少し配慮していただければと思います。点数を見ますと6、7、8になっていますので、もう少し考えていただければと思います。

○直原教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。「議案第36号 東久留米市立図書館（地区館）指定管理者の指定の依頼について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○直原教育長 挙手多数です。よって、議案第36号は承認することに決しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○直原教育長 以上をもちまして平成29年第5回教育委員会臨時会を閉会します。

(閉会 午前11時26分)



東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

平成29年11月10日

教育長 直原 裕 (自 署)

署名委員 尾 関 謙一郎 (自 署)